

木本商事株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和6年 11月～ 社員へのヒアリング調査、検討開始
- 令和7年 1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和8年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始